

# The Goodyear Tire & Rubber Company

## サプライヤー行動規範

### 概要

本「グッドイヤー(Goodyear)サプライヤー行動規範」(以下「本規範」という)は、グッドイヤー(Goodyear)が、倫理的で持続可能な基準およびビジネス慣行に対するグッドイヤー(Goodyear)のコミットメントを共有するサプライヤーとビジネスを行うことを保証するのに役立ちます。The Goodyear Tire & Rubber Company、またはその子会社や関連会社(以下、「グッドイヤー(Goodyear)」という)に商品やサービスを提供する担当者や会社(以下、「サプライヤー」という)は、本規範に定められた原則を遵守しなければなりません。本規範はグッドイヤー(Goodyear)によって適宜修正されることがあります。

### 行動規範

#### 1. 一般原則

サプライヤーは、適用されるすべての現地の法規制を完全に遵守して事業を運営しなければなりません。現地の法律が、本規範に定められた基準を含む当社のポリシーと比較して厳格ではない場合、当社はサプライヤーがより厳しい基準を適用することを期待します。また、サプライヤーは、グッドイヤー(Goodyear)の天然ゴム調達ポリシーやグッドイヤー(Goodyear)の持続可能な大豆油調達ポリシーなど、その事業に適用される他のすべてのグッドイヤー(Goodyear)のポリシーを遵守しなければなりません。さらに、当社は、サプライヤーが本規範に記載されている事項に関連する情報提供への適切な依頼に応じることを期待しています。

#### 2. 人権

グッドイヤー(Goodyear)は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を含む関連基準に沿って、国際的に認められた人権を尊重することを約束し、サプライヤーにも人権を尊重することを期待しています。サプライヤーは、以下を含みますが、これらに限定されない、適用されるすべての労働および人権に関する法律、規制、基準を遵守しなければなりません。

- 適用される児童労働法を遵守し、各地域で適用される法定最低年齢を満たす労働者に雇用を限定します。より高い年齢を設定する現地の法律がない場合、サプライヤーは、限定された状況を除き、ファミリーファームの文脈で厳格な基準に従い、15歳未満の児童を雇用してはなりません。本規範において、ファミリーファームとは、小規模な家族経営の農場であり、農家の家制度の安定性を重視し、生産には主に家族の労働力を使用し、生産物を家族の収入手段として使用するなど、家族を中心とした動機を特徴とする農場です。ファミリーファームに適用される基準は以下の通りです。(i) 仕事が義務教育の妨げにならないこと (ii) 仕事が親または保護者によって適切に監督されていること (iii) 仕事の時間と条件、子どもの年齢、実行される活動、関連する危険性に基づいて、仕事が健康や個人の成長を損なわないこと (iv) 尋ねられた場合、未成年者がファミリーファームで手伝い、学ぶことを希望することを自由に報告すること。
- 最低賃金、時間外労働、法定福利厚生など、該当する賃金および労働時間法を遵守すること。
- 性別、国籍、人種、その他法律で保護された特性に基づくものを含め、職場における不法な差別やハラスメントを行わず、差別、雇用、雇用慣行に関する適用法を遵守すること。

- 囚人労働、年季奉公、奴隷労働、人身売買、その他の形態の強制労働を含むが、これらに限定されない、強制的または非自発的な労働力を使用しないこと。サプライヤーは、労働者の移動の制限、労働者の隔離、労働者への威嚇・脅迫、虐待的な労働および生活環境の許可、身分証明書の保持、賃金の保留、過度または不本意な残業の許可、人材紹介手数料の請求（直接またはビジネスパートナーの活動を通じて間接的に）、または適切な訓練や監視なしに民間または公共の保安部隊を雇用または利用する行為を避けなければなりません。
- 労働者が自ら選択した組織に加入する、または同様にそのような組織への加入を控える結社の自由を認め、尊重すること。これには、現地の適用法に従って組合が設立／選択されている場合、労働者が自ら選んだ代表者を通じて団体交渉を行う労働者の権利が含まれます。

### 3. 健康と安全

サプライヤーは、安全で健康的な労働環境を提供しなければなりません。これには、安全および健康上の危険に対する労働者の暴露を特定、評価、および管理すること、個人用保護具を提供すること、労働者が理解できる言語で危険および緊急時の手順に関する強制的なトレーニングを実施すること、火災やその他の緊急時の避難訓練を実施するなど、緊急事態を予測し計画することが含まれます。

### 4. 環境

サプライヤーは、営業する法域で適用される環境法を遵守しなければなりません。サプライヤーは以下のことを期待されています。(i) 製造工程および製品において、危険物質や有毒物質を含む、適用される法規制の下で制限されている物質の使用を特定し、最小化または排除し、適切な管理、保管、廃棄を含む完全な規制遵守を徹底すること、(ii) 製造工程および製品において報告対象物質が使用されていることを認識し、適切な代替品を積極的に調査すること、(iii) 必要なすべての環境許可または同様の同意を取得し、すべての条件を遵守すること。

また、サプライヤーは、自社の事業が環境に与える影響を考慮し、環境を保護するために実行可能な場合は、以下のようにその影響を低減しなければなりません。

- 施設や企業レベルでのエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を追跡・記録し、包括的なエネルギー削減戦略・管理プログラムを実施し、再生可能エネルギーの使用を拡大すること。サプライヤーは、エネルギー消費と温室効果ガスの排出を最小限に抑えるコスト効率の良い方法を模索することが推奨されます。
- 環境を保護し、全体的な水質を向上させるために、廃水排出を責任を持って処理し、水の削減、再利用、リサイクルを効果的に行います。サプライヤーは、水リスクの評価を実施し、基準を確立し、水を節約するための目標や取り組み、保全プロジェクトを設定することが推奨されます。
- 地域の大気汚染の原因となる排出物や、埋立地に運搬される廃棄物を日常的に監視し、管理し、最小化し、実現可能な限りにおいて排除すること。
- 廃棄物を減らし、再利用やリサイクルを促進しながら、持続可能で再生可能な天然資源の利用を奨励し、支援すること。サプライヤーは、廃棄物削減の目標を設定し、廃棄物管理の階層を確立することが推奨されます。

## 5. 紛争鉱物

サプライヤーは、関係法令を遵守し、人権を尊重した方法で、鉱物、鉱物の派生物、およびその他の原材料を調達しなければなりません。サプライヤーは、コンゴ民主共和国（DRC）またはその隣接国の武装グループに、直接的または間接的に資金を提供したり、利益を得たりすることを避けなければなりません。サプライヤーは随時、(i)グッドイヤー(Goodyear)に供給されるすべての材料と製品にタンタル、スズ、タングステン、金、コバルト、雲母が含まれていないことを証明すること、または(ii)それらの元素が含まれている場合は、グッドイヤー(Goodyear)と協力して、それらの元素の原産国、出所（該当する製錬所を含む）の特定、加工・流通過程の管理を含む適切なデューデリジェンスを行うことが求められます。

## 6. 企業倫理

グッドイヤー(Goodyear)は、適用法の遵守に加えて、サプライヤーが常に高水準の誠実さを守り、市場におけるグッドイヤー(Goodyear)の名声を守るのに役立つ方法で行動することを期待しています。これらの要件は以下を含みますが、これらに限定されません。

### 贈答品、謝礼、接待

本セクションで明示的に許可され、かつグッドイヤー(Goodyear)の『ビジネス行動マニュアル』に従って許可された場合を除き、グッドイヤー(Goodyear)の社員に対して、贈答品、謝礼、その他の個人的な報奨金(以下、「贈答品」という)、または接待を提供してはなりません。

サプライヤーは以下のことを認識しておく必要があります。

- 贈答品、謝礼、接待、その他の個人的な報奨金は、グッドイヤー(Goodyear)のビジネスを獲得または維持するうえで不要です。
- 過剰な贈答品、謝礼、接待、その他の個人的な報奨金は、適正なビジネス慣行に反し、株主、顧客、社員の利益を損ない、グッドイヤー(Goodyear)のポリシーおよび本行動規範の両方に違反します。

一般的に、サプライヤーはグッドイヤー(Goodyear)の社員に贈答品を提供することを控えるべきです。ギフトカードや商品券など、現金または現金同等物の贈答は一切禁止されています。わずかな価値（100米ドルまたはその相当額以下）の贈答品は、次の条件を満たしている限り、禁止されません。(i)慣習的なものであり、受領者または客観的な観察者に贅沢、不適切、または不相当と思われないこと、(ii)グッドイヤー(Goodyear)のビジネス上の意思決定に結びついておらず、贈与者または受領者に義務感を課さないこと、(iii)贈与者と受領者の間に特別待遇または優遇をもたらすものではないこと、(iv)グッドイヤー(Goodyear)が設定した他の特定の制限に準拠していること、(v)贈与者または受領者の内部ポリシーに違反していないこと、(vi)その他、グッドイヤー(Goodyear)の『ビジネス行動マニュアル』に準拠していること。

食事や（頻度が低い場合）イベントなどの接待はビジネスに関連し、ビジネスを行うために適切な状況下で行われるものであり、上記の要件を満たし、さらにサプライヤーが出席し、商談に適した場所で行われる場合には、許可されることがあります。

## 腐敗防止/贈収賄防止

サプライヤーは、米国の海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、およびグッドイヤー(Goodyear)の「[贈収賄防止に関するポリシー](#)」など（これらに限りません）の贈収賄と汚職に関するあらゆる準拠法を遵守しなければなりません。サプライヤーは、ビジネスの獲得や維持、優遇を受けるため、またはその他の不適切な目的のために、政府関係者やその他の人物に金銭や何らかの価値のあるものを提供したり、支払ったりしてはなりません。これには、日常的な政府の活動の遂行を促進または確保することを目的とした、迅速化や「円滑化」のための支払いの禁止が含まれます。サプライヤーは、グッドイヤー(Goodyear)のために行った仕事に関連して行われた（贈答品、食事、接待、その他の何らかの価値のあるものを含む）のすべての支払いについて、書面による会計処理を行い、会計処理のコピーを、要求に応じてグッドイヤー(Goodyear)に提供しなければなりません。

## 競争法

サプライヤーは、適用されるすべての競争法および独占禁止法に従ってビジネスを行う必要があります。

## 利益相反

グッドイヤー(Goodyear)の社員は、グッドイヤー(Goodyear)の利益を最優先して行動することが求められます。したがって、サプライヤーは、グッドイヤー(Goodyear)の利益を最優先して行動するという社員の義務に抵触する可能性がある、または抵触するように見える関係を避けなければなりません。例えば、サプライヤーは、グッドイヤー(Goodyear)の社員を雇用してはならず、また、グッドイヤー(Goodyear)の社員に提供される贈答品や接待が、グッドイヤー(Goodyear)の要件に従っていることを確認しなければなりません。サプライヤーの従業員または請負業者が家族関係（配偶者/パートナー、親、兄弟、子、孫）である場合、またはグッドイヤー(Goodyear)の社員と世帯を共有している場合、サプライヤーはこの事実をグッドイヤー(Goodyear)に開示しなければなりません。

## 偽造品

サプライヤーは、グッドイヤー (Goodyear) に偽造製品または部品を提供してはならず、偽造活動の疑いに関連する捜査において、グッドイヤー (Goodyear) と協力するものとします。

## 報告および報復からの保護

サプライヤーは、現地の法規制に従って、サプライヤーの従業員が職場での苦情やその他のコンプライアンス上の懸念を報告するために、匿名での報告を含む苦情報告制度を提供しなければなりません。サプライヤーは、報告者の秘密を守り、善意で報告をした従業員に対する報復を禁止しなければなりません。

## 7. プライバシーとデータ保護

サプライヤーは、グッドイヤー(Goodyear)から委託された情報の守秘義務を守らなければなりません。サプライヤーは、適用されるプライバシーと情報セキュリティに関する法律およびグッドイヤー(Goodyear)のポリシーを遵守し、機密情報や個人データを損失や不正なアクセスまたは使用から保護するための適切な措置を講じなければなりません。

## コンプライアンス検証

グッドイヤー(Goodyear)は、サプライヤーが本規範を遵守しているかどうかを確認する目的で、適宜、情報やアクセスを要求することができます。グッドイヤー(Goodyear)がそのような要請を行い、サプライヤーの回答に適度に満足できない場合、グッドイヤー(Goodyear)は以下の「違反行為」に記載されている措置を取ることができます。

## 従業員、代理人、下請業者などへの適用

サプライヤーは、従業員、代理人、代表者など、いかなる立場であっても、サプライヤーのために、または代表して役務を履行するすべての人が本規範を遵守することを保証しなければなりません。また、本規範は、グッドイヤー(Goodyear)に直接関連する業務に対して、各サプライヤーの下請業者やサブサプライヤーにも適用され、各サプライヤーは、そのような下請業者やサブサプライヤーが、あたかも自社のサプライヤーであるかのように、本規範の規定を遵守するようにしなければなりません。

## 違反

サプライヤーは、本規範に対する違反を是正するため、必要な是正措置を速やかに講じなければなりません。本規範が遵守されていない場合、またはサプライヤーが本規範を遵守する意思がない、または遵守できない場合、グッドイヤー(Goodyear)は独自の裁量により、他の利用可能な救済策を行使することに加えて、グッドイヤー(Goodyear)とサプライヤーとの間の契約に基づく更なる購入を拒否し、そのような契約を終了させ、またはサプライヤーとのビジネス関係を終了させる権利を有しています。

## コンプライアンス違反の報告

本規範に対する違反、およびコンプライアンスと倫理問題に関するその他の質問や懸念は、匿名の場合も含み、Goodyear Integrity Hotline([www.goodyear.ethicspoint.com](http://www.goodyear.ethicspoint.com))を通じて秘密裏に報告することができます。米国およびカナダでは、フリーダイヤルでお問い合わせください。1-888-GY-HOTLINE (1-888-494-6854)。その他の国からは、[www.goodyear.ethicspoint.com](http://www.goodyear.ethicspoint.com)に記載されたダイヤル方法に従ってアクセスするか、+1-503-726-2371に料金受信人払い通話/コレクトコールをかけてください。

発効日 - 2024 年 6 月 28 日